

## 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会

### 運営規則(案)

( 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会の運営 )

第一条 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会(以下、「研究会」という)の議事の手続きその他会議の運営に関しては、研究会設置要領に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

( 委員以外の者の出席 )

第二条 委員長は、委員以外の者の出席を求めることができる。

( 議事概要 )

第三条 会議の議事については、議事概要を作成するものとする。

( 議事の公開 )

第四条 研究会は原則公開とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。この場合、非公開の理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

( 雑 則 )

第五条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に重要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成19年3月22日から施行する。

(参考)

## 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会 設置要領

### (設置)

第一 国土交通省所管の公共事業の構想段階における、事業実施に関しての効果的な計画策定プロセスのあり方等を検討するために、国土交通省に「公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会」(以下、「研究会」という)を設置する。

### (構成)

第二 研究会は、学識経験者等の有識者を委員として構成する。  
2 委員長及び各委員は、技術審議官が定める。

### (委嘱)

第三 委員は、技術審議官が委嘱する。

### (委員長等の職務)

第四 委員長は、研究会の会務を総理する。

### (事務局)

第五 研究会の事務局は、大臣官房技術調査課、公共事業調査室に置く。

### (任期)

第六 委員の任期は1年とする。

### 附則

この要領は、平成19年3月22日から施行する。